

新型コロナウイルス感染症対策に伴う入国規制で受験できなかった 介護福祉士国家試験の受験料の返還

1 行政相談

自分は、国家資格である介護福祉士を養成する学校で教育指導を行っている。台湾籍の生徒が2年前に入学したが、入学直後にコロナ禍となり、入学時期が数か月遅れることとなったため、一旦台湾に帰国した。ところが、再来日しようとしたところ、ビザが発給されないなどの事情により日本への入国ができなくなった。

厚生労働省では、コロナ禍を受け、介護福祉士の資格取得のための講習についてオンライン受講を認めるなどの対応を行っていたため、本校では、これを活用して当該生徒に対する授業を進めてきた。

当該生徒は、昨年夏の時点でも依然として入国できていなかったが、2年間の授業を終えるにあたり試験を受験することとし申し込みを行った。しかし、新型コロナ対策に伴う入国規制により、令和4年1月 30 日の筆記試験を受験することができなかった。

受験料の返還について、公益財団法人社会福祉振興・試験センターに確認したところ、「入国ができない」という事由は、受験料を返還する特例には該当しないと言われた。

同じ厚生労働省が所管する医療系の国家試験については、日本の入国制限により受験できなかった場合は受験料が返還されることを知ったが、今後は、介護福祉士の国家試験についても、入国制限により受験できなかった者に対して受験料の返還を認めてほしい。

2 制度の概要

- 介護福祉士国家試験の受験手数料については、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 9 条及び第 40 条第 3 項において、納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない旨規定されている。
- 公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下「センター」という。）は、社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、介護福祉士の指定試験機関として、国家試験を実施している。
- 介護福祉士の国家試験は、現に介護施設で介護を行っている職員や、介護施設を実習先としている学生等が受験する国家試験であることを踏まえ、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減するための防止対策を講じて試験を実施する必要があり、同センターのホームページにおいて、感染拡大防止の観点から、「受験できない方」として、下表左欄①～④のとおり、4つの類型に該当する者を示している。
- 受験手数料については、欠席の理由を問わず返還しない取扱いとなっているが、

上記の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の「受験できない方」に該当し、試験を受けることができなかった者で、診断書等の証明書類を添付し、受験手数料返還申請書の提出があった者については、特例として、第34回試験(令和4年1月)の受験手数料を返還するとしている(別添1)。

- 一方、同省が所管する他の医療関係職種国家試験(医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士等 22 職種)については、「試験当日に、以下のうち、一つ以上に該当していることを理由に、受験ができなかった受験者については、試験日前後2週間における診断書の提出等により確認のうえ、受験手数料を返還する。」としており、下表右欄(3)のとおり、「日本の入国制限により試験場に行くことができず、受験を断念した者」についても、受験手数料を返還する対象としている(別添2)。

表 受験手数料の返還の対象者等

介護福祉士	医療関係職種(医師、歯科医師、看護師等)
① 新型コロナウイルス感染症に罹患し、退院または宿泊療養等の解除が認められていない方	〈1〉新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院中、宿泊療養中または自宅療養中の者
② 保健所等から濃厚接触者に該当するとされ、健康観察や外出自粛等の解除が認められていない方	〈2〉濃厚接触者であり、次に掲げるいずれかの要件を満たさない者 ア 初期スクリーニング(自治体等によるPCR等検査)の結果、陰性であること イ 受験当日も無症状であること ウ 公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと エ 終日、別室で受験すること
③ <u>海外から入国し、検疫所が指定した施設または自宅等での待機の解除が認められていない方</u>	〈3〉日本の入国制限により試験場に行くことができず、受験を断念した者
④ <u>試験当日、発熱(37.5 度以上)や体調不良があるなど新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある方</u>	〈4〉試験当日に実施した抗原検査キットによる検査の結果が陽性となった者
受験手数料:18,380 円	受験手数料:職種による 例:医師 15,300 円、看護師 5,400 円等

(注) 下線部は、福祉関係、医療関係共通の条件ではないものを示す。

○ 介護福祉試験国家試験における外国人受験者数

(参考1) 令和2年度介護福祉士国家試験における外国人受験者等

受験申込者数	90,325人
外国人受験者(受験申込者数)	2,914人

(注) 1 「令和2年度事業報告書」(公益財団法人社会福祉振興・試験センター)に基づき作成
 2 「外国人受験者数(受験申込者数)」とは、「外国の国籍を有する」者又は「日本に帰化した」ことが証明書等で確認できた者

(参考2) 学校種別令和2年度介護福祉士国家試験受験者数等

(養成施設ルート)

区分	卒業生数	国家試験受験者数(受験率)
卒業生全体	6,149人	5,722人(93.1%)
留学生以外	4,386人	4,114人(93.8%)
留学生	1,766人	1,611人(91.2%)

(注) 厚生労働省ホームページ「令和2年度 学校種別介護福祉士国家試験受験率及び合格率」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000149346_00001.html
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000925792.pdf> から作成

○ 介護分野における外国人人材の受入れに関する政府の方針等

- ・ 新しい経済政策パッケージについて(平成29年12月8日閣議決定)

第2章 人づくり革命

9 規制制度改革等

(2) 介護分野における外国人人材

アジア健康構想の下、介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格(介護)を認めることや、海外における日本語習得環境の整備を通じ、介護分野での外国人人材の受入れに向けた国内外の環境整備を図る。

3 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室への聴取結果

介護福祉士国家試験の受験手数料については、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第3項で介護福祉士試験について準用する第9条第2項において、「受験手数料は、これを納付した者が社会福祉士試験を受けない場合においても、返還しない。」とされており、従来、本人に帰責性があるか否か問わず、一切返還を認めていなかった。

昨年度、受験料を返還することとしたのは、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、受験者が陽性となった場合等については他の受験生等への感染拡大防止の観点から受験を控えて頂くこととし、その場合は特例として受験料を返還することとし

たものであり、こうした観点からの受験料返還については、医療系の国家試験についても同様であると承知している。

一方で、医療系の国家試験のほとんどでは、受験資格として、国内の大学等の卒業に加え、外国の大学等で学位を取得している、又は外国での相当する免許の取得をしている方であって厚生労働大臣が認める方(以下、「外国大学卒業等」という。)も受験資格を有するとしている。外国大学卒業等は、国家試験受験のため、試験日の直前に日本に入国することが制度上想定されているため、これらの者に対する受験料返還の特例として、「日本の入国制限により試験場に行くことができず、受験を断念したもの」を規定しているものと承知している。

この点、介護福祉士国家試験では、医療系の国家試験のように外国大学卒業等に受験資格を認めておらず、日本国内の養成施設卒業等のみが受験資格を有するため、試験日の直前に日本に入国する方は制度上、想定していない。このため、入国制限により受験できなかった者は受験料返還の要件としていないものである。そのため、本件について、受験手数料を返還することは困難である。

4 論点

- 介護福祉士国家試験の受験手数料返還の取扱いは、合理的なものか。

【参照条文】

○社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)

(受験手数料) ※同法第40条第3項で介護福祉士試験について準用

第9条 社会福祉士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が社会福祉士試験を受けない場合においても、返還しない。

(介護福祉士試験)

第40条 (略)

2 介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者(この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者(この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)であつて、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

四 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもののにおいて三年以上(専攻科において二年以上必要な知識及び技能を修得する場合にあつては、二年以上)介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

五 三年以上介護等の業務に従事した者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

六 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

3 第六条、第八条及び第九条の規定は、介護福祉士試験について準用する。

○保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)

第21条 看護師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。第四号において同じ。)において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者

二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者

三 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者

四 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で前三号に規定する大学、学校又は養成所において二年以上修業したもの

五 外国の第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

※ 保健師助産師看護師法のほか、医師法、歯科医師法、薬剤師法、理学療法士及び作業療法士法等の医療関係職種の資格法には、同様の条項がある。

第 34 回社会福祉士、第 34 回介護福祉士及び第 24 回精神保健福祉士の 国家試験に係る受験手数料の返還について

受験手数料は欠席の理由を問わず返還しない取扱いとなっておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の「受験できない方」に該当し、試験を受けることができなかった方で、診断書等の証明書類を添付し、受験手数料返還申請書の提出があった方については、特例として今回試験の受験手数料を返還します。

〔受験できない方〕

- ①新型コロナウイルス感染症に罹患し、退院または宿泊療養等の解除が認められていない方
- ②保健所等から濃厚接触者に該当するとされ、健康観察や外出自粛等の解除が認められていない方
- ③海外から入国し、検疫所が指定した施設または自宅等での待機の解除が認められていない方
- ④試験当日、発熱（37.5 度以上）や体調不良があるなど新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある方

1 必要書類

以下の（１）及び（２）

- （１）受験手数料返還申請書【[（こちら）からダウンロードできます](#)】👉
- （２）診断書等の証明書類の写し

証明書類の例

- ① 新型コロナウイルス感染症の検査結果が陽性であったこと及び試験日に入院療養や宿泊療養等を行っていたことが分かる文書等の写し
- ② 試験日に、保健所等から連絡のあった健康観察や外出自粛等を行っていたことが分かる文書等の写し
- ③ 入国時の検疫手続きで提出した質問票の写し（検疫官の署名があるものに限る）、及び誓約書の写し
- ④ 試験日に、新型コロナウイルス感染症の疑いがあったことが分かる診断書（試験日前後 1 週間以内に作成されたものに限る）
※ 新型コロナウイルス感染症の疑いとは、発熱（37.5℃以上）や咳、だるさ、息苦しさ、嗅覚・味覚の異常等の症状をいう。

2 提出期限

令和 4 年 3 月 3 1 日（木）（消印有効）

3 提出先

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷1-5-6

公益財団法人社会福祉振興・試験センター

※ 「受験手数料返還申請書」在中と明記のうえ、簡易書留で郵送してください。

4 問い合わせ先

公益財団法人社会福祉振興・試験センター 運営部運営第一課

電話番号 03-3486-7521

(平日9:30~17:00)

5 その他

- (1) 申請書類到着後、審査を行い、確認ができた方へ受験手数料の返還を行います。
- (2) 必要に応じて、電話照会等をさせていただく場合があります。
- (3) 申請書確認後、返還までに1ヶ月半程度かかります。
- (4) 受験手数料は、申請書に記載された銀行口座へ、振込手数料を差し引いた額を返還します。

令和3年度厚生労働省所管医療関係職種国家試験における受験手数料の返還について

令和3年度医療関係職種国家試験^{※1}における受験手数料の返還について以下の通りとします。

国家試験の受験手数料は、受験に関する書類を受理した後は返還しない取扱いとしておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、試験当日に新型コロナウイルス感染症の診断がされていること等を理由に受験ができなかった受験者については、必要書類を提出することにより受験手数料を返還することとします。

※1 医師国家試験、歯科医師国家試験、保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験、診療放射線技師国家試験、臨床検査技師国家試験、理学療法士国家試験、作業療法士国家試験、視能訓練士国家試験、臨床工学技士国家試験、義肢装具士国家試験、歯科衛生士国家試験、歯科技工士国家試験、救急救命士国家試験、あん摩マッサージ指圧師国家試験、はり師国家試験、きゅう師国家試験、柔道整復師国家試験、言語聴覚士国家試験、薬剤師国家試験、管理栄養士国家試験

1. 対象者

試験当日に、〈1〉～〈4〉のいずれかに該当していることを理由に、受験ができなかった受験者については、必要書類を確認のうえ、受験手数料を返還する。

- 〈1〉新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院中、宿泊療養中または自宅療養中の者
- 〈2〉濃厚接触者であり、次に掲げるいずれかの要件を満たさない者
 - ア 初期スクリーニング（自治体等によるPCR等検査）の結果、陰性であること
 - イ 受験当日も無症状であること
 - ウ 公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと
 - エ 終日、別室で受験すること
- 〈3〉日本の入国制限により試験場に行くことができず、受験を断念した者
- 〈4〉試験当日に実施した抗原検査キットによる検査の結果が陽性となった者

2. 必要書類

- (1) [受験手数料返還請求書](#)※日本国内に銀行口座をお持ちでない方は下記問い合わせ先へご連絡下さい。
- (2) 振込先口座が記載されている通帳等の写し
- (3) 受験票の写し
- (4) 診断書等の写し
 - 診断書等の例
 - ・対象者〈1〉に該当する方
新型コロナウイルス感染症に罹患していたことが分かる文書等の写し（文書等が用意できなければ、受験手数料返還申立書）
 - ・対象者〈2〉に該当する方
[受験手数料返還申立書](#)
 - ・対象者〈3〉に該当する方
[受験手数料返還申立書](#)
 - ・対象者〈4〉に該当する方
診断書等の写しは必要ありません。

3. 提出期限

令和4年3月18日（金）消印有効

※提出が間に合わない場合には、必ず3月16日（水）までに下記連絡先に問い合わせること。

4. 提出・問い合わせ先（※郵送は簡易書留としてください。）

（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局医事課試験免許室 受験手数料返還係 宛

電話番号 03 (5253) 1111 内線 2575、4143、2574（平日10:00～17:00）

（臨床工学技士）

〒113-0033 東京都文京区本郷 1-28-34 本郷MKビル2階

公益財団法人医療機器センター 試験事業部 宛

電話番号 03 (3813) 8531

（義肢装具士）

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ4階

公益財団法人テクノエイド協会 試験研修部 宛

電話番号 03 (3266) 6882

（歯科衛生士、歯科技工士）

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-20 歯科医師会館内

一般財団法人歯科医療振興財団 試験登録部 宛

電話番号 03 (3262) 3381

（救急救命士）

〒113-0034 東京都文京区湯島 3-37-4 HF湯島ビルディング7階

一般財団法人日本救急医療財団 試験免許部 宛

電話番号 03 (3835) 1199

（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）

〒110-0005 東京都台東区上野 7-6-5 VORT上野Ⅱ6階

公益財団法人東洋療法研修試験財団 業務部 宛

電話番号 03 (5811) 1666

（柔道整復師）

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-11-4 日土地西新橋ビル6階

公益財団法人柔道整復研修試験財団 宛

電話番号 03 (6205) 4731

（言語聴覚士）

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-6-11 西新橋和光ビル7F

公益財団法人医療研修推進財団 試験登録部 宛

電話番号 03 (3501) 6515

（薬剤師）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課試験免許係 宛

電話番号 03 (5253) 1111 内線2715、2714（平日10:00～17:00）

(管理栄養士)

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局健康課栄養指導室栄養管理係 宛

電話番号 03 (5253) 1111 内線2953、2972、2973 (平日10:00~17:00)

5. その他

- (1) 必要書類到着後、審査を行い、確認ができた方へ受験手数料を返還します。
- (2) 必要に応じて、電話照会等をさせていただく場合があります。
- (3) 虚偽の申請が発覚した場合は、適切な措置を講じさせていただきます。



出入国年月日の確認を要する手続の簡素化について—顔認証ゲートにおける証印（スタンプ）の省略に伴う負担軽減— 審議結果

総務省行政評価局は、以下の行政相談を踏まえ、顔認証ゲート利用者の負担軽減の観点から、行政苦情救済推進会議で審議

行政相談

普段海外で生活しているが、国内に住んでいる親の介護のため、数か月前に一時的帰国した。その際、空港のゲートで、日本人は顔認証ゲートを通るように係員から案内され、旅券にスタンプ（証印）を押してもらうことなく帰国した。その後、市役所へ住民登録手続に出向いたところ、旅券にスタンプがなく、帰国年月日が確認できないため、このままでは住民登録できないと言われた。

困ったね・・・



制度の概要

- 「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）では、空港での入国審査待ち時間 20 分以内を目指し、顔認証技術の導入を進めるとされている。
- 出入国在留管理庁は、主に日本人の出帰国手続で顔認証ゲートの導入と証印の省略を進めている。
- 一方、以下の 5 つの手続については、証印が必要とされる場合があることから、出入国在留管理庁は、必要な場合は出帰国時に空港で申し出て旅券に証印を押してもらうよう周知。
 - ① 国外からの転入届、② 海外在留中に失効した運転免許証の再取得、
 - ③ 年金保険に関する合算対象期間の証明、④ 非居住者の免税店での免税、
 - ⑤ 外国査証の申請

もし証印を押してもらうのを忘れちゃったらどうするの？



<帰国後に出入国履歴の証明が必要になった場合>

- 個人情報保護法に基づく出入(帰)国記録の開示請求を行う必要がある。
- 緊急に証明が必要な場合、出入国港に旅券を持参すれば、証印が受けられる。



開示請求？やったことないなあ・・・

行政苦情救済推進会議での審議

- 顔認証ゲートの導入により、出帰国手続に要する時間が短縮されたことは評価できるが、帰国後の各種手続で証印を必要とする方が、空港で押印を求めることを失念した場合、かえって不便になっている。
- 当面の対応として、空港等における周知を更に徹底すべき。
また、帰国後に出帰国記録を必要とする手続を行う機会が多い海外在留邦人への周知も必要。
- 長期的な対応として、政府全体でデジタル化の推進に取り組んでいる状況を踏まえ、出帰国記録の確認にマイナンバーを活用することも検討する必要がある。



出入国在留管理庁の対応

- 外務省に対し、顔認証ゲート利用時の出帰国証印の省略について、在外公館のホームページや海外在留邦人が帰国届を提出する際に配布する広報資料への案内文の掲載を依頼。
- 引き続き、空港等における周知の充実を図る。
- 出入（帰）国記録の確認におけるマイナンバーの活用について、現状と課題をデジタル庁と共有。



多くの人に周知されていくね

(本件に関する連絡先)
総務省 行政評価局 行政相談管理官室
電話：03-5253-5111 (代表)